

中間前金払の手続きフロー

対象工事：当初の前払金が請求済みであり、請負代金額が1,000万円以上の建設工事
(発注者の手続き) (受注者の手続き)

入札

落札者の決定

契約書作成

契約締結

当初の前払金の請求（請負代金額の10分の4以内）及び前払金の受理
〈工事担当課〉

認定請求書、工事履行報告書、工程表
(様式第1号) 〈工事担当課へ提出〉 (様式第2号)

受理

中間前金払の要件の調査
〈工事担当課で確認〉
※必要に応じて工事関係書類・
現場確認等を行う。

※中間前金払の支払要件

(要領第3条関係)

- ①工期の2分の1を経過していること。
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

認定の可否を決定し、
認定調書を発行
〈工事担当課〉

認定調書を通知
(7日以内) (様式第3号)

保証事業会社に中間前払金保証の申し込み

中間前払金の支払い

受理

中間前払金請求書（請負代金額の10分の2以内）、
中間前払金保証証書の提出
〈工事担当課〉

振込
(14日以内)

受注者が指定する金融機関口座に入金される。